

## ハッ場ダム住民訴訟通信-78

2012年5月25日発行

“6億9000万円/年の過払い” 県南の市町村長、再びの悲鳴！  
過大な供給契約が水道財政を圧迫。橋本知事へ「水道供給料金引き下げ」要望。

4月20日、土浦市、つくば市、取手市など県南11の市町村長は、橋本知事宛てに「県南広域水道用水供給事業料金に関する要望書」を提出しました。要望の趣旨は、水道の使用量が減り続け、水道料金の減収に設備の更新もままならず、このままでは事業の継続は難しい。というものです。随所に震災の影響をちりばめてありますが、同趣旨の要望書は一昨年も提出しており、本音は水需要の減少→過大な供給契約への悲鳴といえるでしょう。

ハッ場ダムなど水源開発を前提とした契約＝責任引取制が市町村を縛り、高い水道料金となって住民を苦しめています。

本来なら、水道供給料金の引き下げより供給契約の見直しを求めるのが筋です。しかし、今回も何故か料金の引き下げを求めています。そのわけは、ハッ場ダム、霞ヶ浦導水など水源開発を前提とした水需要量を「責任を持って引き取る＝責任引取制」による契約に、市町村が縛られているからです。

下の表は県南全市町村の実際の水使用量と県からの供給水量(県契約水量)を比較し、どれだけ過剰に買わされているかを表したものです。余分に買わされた水量の金額は年間で6億9000万円以上。市町村長が悲鳴をあげるのは当然としても、泣きを見るのは、高い水道料金を負担する私たち住民です。でも、これとても序の口、表⑦の責任引取水量は、現在とはかく、ハッ場ダム・霞ヶ浦導水などが完成の暁には市町村が引取らねばならない水量です。実際の県水必要量③との差額は年間で12億6500万円になります。まさに常軌を逸しています。

■平成21年度県南水需給状況(水量の単位:トン/日最大。年間で一番多く使った1日の水量)						
給水実績 ①	市町村水道 ②	県水必要量 ③=①-②	県契約水量 ④	契約余剰水量 ⑤=④-③	余剰負担金 (千円)⑥	責任引取水量 (参考)⑦
252,733	24,598	228,135	272,775	44,640	691,027	306,075
(用語説明)						
・給水実績①は、市町村が住民や企業に給水した水量						
・市町村水道②は、市町村が自給している水量						
・県契約水量④は、現時点で市町村が引取責任のある水量。(必要がなくても引取る責任がある)						
・契約余剰水量⑤は、市町村が余分に買取られた水量						
・余剰負担金⑥は、1トン当たり年間基本料金15480円×44640トン=6億9千2万7千円						
・責任引取水量⑦は、最終的に市町村に引取責任があるとされている水量。現在の呼称は「最終水量」。						

お願い行政が、県の水行政の暴走を止められない。

何故これほどの横暴が罷り通るのか。それは、原発立地の自治体が電源三法による交付金や補助金に縛られ、住民の安全のための判断ができないように、この国の行政は、多かれ少なかれ、地方交付税、補助金などにより、県は国に、市町村は県に、ガンジガラメにされているからです。上表にある県契約水量にしても、形の上では市町村から県へのお願いになっています。例えば県に水余りを指摘すると「市町村からの要望に答えているだけ」と回答し、ある時は「国の政策だから」とも逃げます。何故なら、県も国の利水政策の要になる「利根川・荒川フルプラン」に、「いばらき水のマスタープラン」を提出し、お願いする形をとっているからです。

2035年の県人口は245～255万人と県自身が想定しています。水需要と契約供給水量の乖離

は想像を絶するものになるでしょう。解はひとつ。八ッ場ダムなど水源開発からの撤退です。将来の過大な水供給量を正せば自ずと計画は常識的なものになり、水道料金も適正な水準まで下がるでしょう。県当局の覚醒を望みます。要望書を提出した県南の市町村：土浦市、茨城県南水道企業団(牛久市、取手市、竜ヶ崎市、利根町)、つくば市、守谷市、稲敷市、河内町、阿見町、美浦村

## 「水のマスタープラン見直し」要請。橋本知事へ要望書、磯崎県議会議長へ陳情書提出

5月25日、茨城県の水問題を考える市民連絡会は、県知事・県議会議長宛てに、現在策定が進む「いばらき水のマスタープラン」にあっては、激減する将来人口を反映させ、水需要の下方修正を伴う思い切った見直しをすること、等求めました。(詳細は別紙をご覧ください)

## 利根川流域市民委員会再スタート

「利根川水系河川整備計画」の民主的な策定を求め、流域23市民団体が結集。

「関東平野にも脱ダムの風よ吹け」。4月29日、利根川流域市民委員会は再スタート集会を開きました。会場は、ダム問題、水道問題、環境問題、等に取り組む23の市民団体が参集、130人をこえる市民の熱気で溢れました。

記念講演は宮本博司さん(元・近畿地方整備局河川部長)。「いまこそ河川法改正の原点に戻ろう」と題し、河川整備計画は流域住民が主役、そのための委員会は公開選定、情報の徹底開示、事務局を国交省から切り離し「お墨付き委員会」にしてはならない、と語りました。

嶋津暉之さんは、河川整備計画の策定は民主的な手順を踏み、「流域住民の安全を守るための河川整備計画」にしなければならない。急がれるのは脆弱な堤防の補強だ。国民の生命を守るならダムよりも耐越水堤防こそ有効だ。と結びました。

利根川水系大規模事業の報告では、濱田篤信さんが「霞ヶ浦導水事業」を、近藤欣子さんが「稲戸井調整池」を報告しました。また那珂川漁協の君島組合長よりメッセージを頂きました。

## 前田武志国土交通大臣、下保修関東地方整備局長へ要請書提出を採択。

集会はアピールに変え、以下を満場一致で採択。新たな一歩を力強く踏み出しました。

「利根川水系河川整備計画の策定を求める要請」

国土交通省関東地方整備局で策定を予定している利根川水系河川整備計画は、河川法改正の本旨に立ち返ってゼロベースから民主的な策定作業を進めるよう、下記の通り要請いたします。

① 関係住民の意見を反映させる方法の確立 ②利根川の有識者会議の民主的な委員選定と運営 ③ゼロからの河川整備計画の策定作業 (詳細は利根川流域委員会HPをご覧ください)

八ッ場ダム裁判控訴審進行協議 日時：6月5日(火)午後3時30分 場所：東京高等裁判所  
地下鉄千代田線「霞が関」 集合：1階ロビー、午後3時15分までお待ちします。

## 東京控訴審いよいよ口頭弁論へ。

控訴以来、進行協議を重ねてきた東京高裁控訴審も、東京を皮切りに口頭弁論に入ります。市民の眼で監視しましょう。裁判は6月6日(水)午後3時 東京高裁101法廷です。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：近藤欣子 濱田篤信 柏村忠志

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯：090-4527-7768